

6世教地第590号

令和6年10月4日

新BOP保護者 各位

児童課長 寺西 直樹  
学校健康推進課 鈴木 絵里子  
地域学校連携課長 加野 美帆

### 新BOPの保険について（お知らせ）

日頃より、世田谷区政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

世田谷区では、新BOP学童クラブ（放課後児童クラブ）とBOP（放課後子供教室）を「新BOP事業」として一体的に運用しており、学校施設内の「新BOP室」等を使用して運営しています。

「新BOP事業」については、学校活動外の事業であるため、お子様がけがをした場合などは、地域学校連携課が独自に加入している保険で対応することとなっております。保険の概要などについて、「ご案内」としてまとめましたので、ご一読いただきますようお願いいたします。

なお、この度、一部の下校時の事故等について、新BOPの保険の他に、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」も重複して適用することが判明いたしました。

遡及請求に該当する方については、別途、通知をお送りします。ご不明の点がございましたら、地域学校連携課（電話03-5432-2739）までお問い合わせください。

【担当】子ども・若者部

世田谷区教育委員会事務局

児童課児童福祉推進

学校健康推進課学校健康推進係

地域学校連携課地域学校連携担当

## 新BOP利用者向け

### 新BOPの保険等に関するご案内

～新BOP活動でけが等をした際の補償等について～

「新BOP」は、新BOP学童クラブ（放課後児童クラブ）とBOP（放課後子供教室）を合わせた事業で、学校施設を利用して、一体で運営しています。学校管理外（学校活動以外）の事業のため、学校活動とは異なる保険で対応しています。

新BOPのご利用にあたっては、あらかじめ、このご案内を必ずご一読いただき、けが等の際の参考としてください。

なお、私立・国立・都立の小学校児童の「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」の適用については、保護者から通学している学校にご確認いただくようお願いいたします。

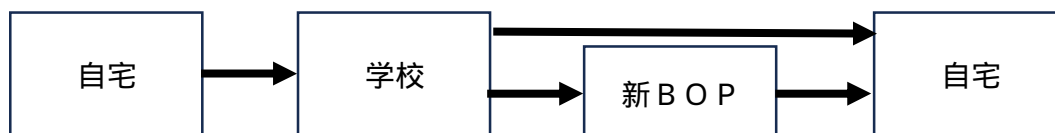
#### 1 学校施設内でのけが等への補償について（学校と新BOPの違い）

同じ学校の敷地内で起こったけが等でも、学校活動による場合と、新BOP事業の活動による場合では、以下のとおり、適用される保険が異なります。

適用は、条件を満たした場合に限ります。

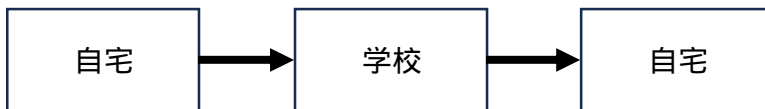
いずれも、学校敷地外に新BOPがある松丘小・中丸小・瀬田小を含みます。

##### （1）学校登校日（授業がある日）



	事故等が発生したとき	管理下	適用される保険
	学校への登校	学校	日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度
	学校活動（授業等）		
	学校からの下校（新BOPに行かないとき）		
	学校から新BOPへ向かう途中		
	新BOPでの活動	新BOP	新BOP保険
	新BOPから自宅へ下校	新BOP	<両方適用> 新BOP保険 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（一度自宅へ帰宅し、再度新BOPへ登所した場合は対象外）

(2) 学校休業日（授業がない日 / 土曜日、長期休業中など）



	事故等が発生したとき	管理下	適用される保険
	自宅から新BOPへ登校	新BOP	新BOP保険
	新BOPでの活動		
	新BOPから自宅へ下校		

## 2 新BOPの活動下での保険（団体総合保障制度費用保険）

(1) 新BOPで加入している保険の概要

対象事故	新BOP活動中にけが等が生じた場合
保険の名称	団体総合保障制度費用保険
契約者	世田谷区教育委員会事務局 地域学校連携課
対象者	新BOP登録者（新BOP学童クラブ児童・BOP登録児童）
対象時間帯	新BOP参加中（往復途上を含む）
補償の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院 1日1,500円（事故から180日以内の90日限度）</li> <li>・入院 1日3,500円（事故から180日限度）</li> <li>・後遺障害 300万円程度(程度に応じて100%～4%)</li> <li>・死亡 300万円</li> </ul>
他の保険との関係	各家庭で加入している傷害保険があるときは、その事故がその保険の対象となる場合は、併せて適用が可能です。
提出書類	事故発生報告書
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償内容は、事故により異なる場合があります。</li> <li>・「往復途上」とは、新BOPから自宅へ帰宅する場合や、自宅から新BOPへ来る場合をさします。</li> <li>・自宅から新BOPへの往路・復路で、習い事など、他の場所に寄って移動する場合は、補償の<b>対象外となります</b>。</li> </ul>

(2) 医療機関を受診した場合

- ・医療機関での会計時には、子ども医療証を使用して支払いを行ってください。

### (3) 保険請求の流れ

	内容	保護者の方の手続き等
	「事故発生報告書」を、新BOP職員が作成、地域学校連携課を經由し、保険会社へ提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この時点での保護者の方の手続きはありません。</li> <li>・新BOPに届けている住所と現住所が変わっている場合は、必ずこの時点で新BOPへお知らせください。(手続きに正しい住所が必要です)</li> </ul>
	保険会社が、保険適用になるかを判断	
	保険適用となる場合、「事故発生報告書」記載の住所へ保険会社より「保険請求書類」を郵送	ご自宅に「保険請求書類」が届きます。(「事故発生報告書」が保険会社へ提出された後、2週間程度)
		保護者から保険会社へ「保険請求書類」を提出
	保険会社から保険金の支払い	保険金を受取り

## 3 新BOPからの下校時に適用される保険

(日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度)

学校登校日(授業がある日)に、新BOPから自宅へ向かう際にけが等をした場合は、新BOP保険に併せ、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」で対応できる場合があります。

### (1) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要

対象事故	<b>学校登校日(授業がある日)で新BOPから自宅への下校時のみ</b> 学校休業日は対象となりません。 一度自宅へ帰宅し、再度新BOPへ登所した場合は対象外となります。
契約者	世田谷区教育委員会事務局 学校健康推進課
保険概要	学校で配布されている「日本スポーツ振興センター(学校災害共済給付制度)について」のとおり。
新BOP活動中に適用される条件	<p>事故による治療開始から治癒までの総医療費が5,000円を超える場合(医療点数が500点以上)に限ります。</p> <p><b>「子ども医療証を使用」し、医療機関を受診した場合は、総医療費の1/10のお見舞金のみ請求可能です。</b></p> <p>「子ども医療証を使用しなかった場合」は、総医療費の4/10(お見舞金1/10+医療費実費分3/10)が請求可能です。</p> <p>当該校の区立小学校に通学する児童は「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」が適用されますが、新BOP学童クラブを利用する私立・国立・都立小学校在籍の児童は、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」が適用になるか、保護者から通学している学校にご確認ください。</p>

## ( 2 ) 保険請求の流れ

	内容	保護者の方の手続き等
		養護教諭より該当児童または保護者に必要な書類をお渡しします。
		書類を医療機関等で記入してもらい、学校に提出してください。 なお、医療機関・医師等から証明を受ける際に、文書料がかかる場合があります。
	日本スポーツ振興センターが、保険適用になるかを判断	
	支給決定後、保護者指定口座へ振り込みとなります。	保険金を受取り

新ＢＯＰ保険とも併せて適用できます。

各家庭で加入している傷害保険が対象となる場合にも、併せて適用できます。

## 4 問い合わせ先

新ＢＯＰ保険に関すること

地域学校連携課 03 - 5432 - 2739

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に関すること

学校健康推進課 03 - 5432 - 2693

区ＨＰ「新ＢＯＰの保険について」

( URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/03685/19840.html> )

令和6年10月4日

令和6年10月10日更新

世田谷区

世田谷区教育委員会

子ども・若者部 児童課

学校教育部 地域学校連携課

教育施策・生涯学習部 学校健康推進課